



東京都教育相談センターだより

東京都教育相談センター Vol18
東京都目黒区目黒 1-1-14
電話 03-5434-1984
ファクシミリ 03-3493-2293

いじめ特集
第4号

関係者と協力して解決を！

今、学校でのいじめが問題になっています。これまでも、学校は、いじめの対応に取り組んできたところですが、もう一度、学校の体制について考えてください。まず、教師として、いじめが疑われるとき、どのように対応すればよいのでしょうか。



～養護教諭、スクールカウンセラー等との協力～

1 養護教諭の役割

養護教諭や、保健室における児童・生徒の様子からいじめのサインに気付くことが多いものです。いじめにかかわる人間関係は、一人の見方だけでは捉えにくいので、保健室での児童・生徒の状況で気になることがある時には、日常的にその様子を担任や学年の教員に伝え、複数の見方や視点から方策を検討します。また、担任も日頃から養護教諭とのコミュニケーションに心がけましょう。

2 スクールカウンセラーとの協力

スクールカウンセラーが配置されている学校では、より効果的に活用していくために、役割を明確にするとともに、校内の対応組織にきちんと位置付けて連携することが大切です。定期的に話し合いの場を設定したり、組織的な協力体制を構築したりして、スクールカウンセラーの活動範囲を広げる必要があります。

3 校内の教育相談活動の推進

学校におけるカウンセリングの技量は、養護教諭やスクールカウンセラーのみの活動に負うのではなく、すべての教員が身に付けるものです。そのために、カウンセリング等の研修を、校内の教育相談活動の推進にいかします。

担任は、機を逃さず、直接的に児童・生徒の指導ができます。担任自身も日頃からカウンセリングの考え方や姿勢をいかした指導力の向上を目指します。

教育相談活動の
推進の例

事例研究会の実施
グループエンカウンターなど人間関係づくりに関する研修会
学級だよりや保護者会での講話等による保護者への情報提供
様々な悩み等に関する教職員との相談

～保護者への対応～

1 いじめられた側の保護者への対応

いじめられた側の保護者は、一刻も早くいじめの状態から我が子を解放してもらいたいと願っており、解決が遅れるほど、学校に対する不満や不信は高まります。教員は、保護者から第一報が入ったとき、「その程度なら」「様子を見てから」などと考えずに、真剣に聞き取り、直ちに対応することが大切です。

対応のポイント

電話で訴えがあっても、できる限り面談をして話を聞く。
先入観をもたず、具体的な事実や心情を聞き取る。
いじめ解決に向けた学校の方針に対する理解を得る。

2 いじめた側の保護者への対応

いじめた側の保護者は、我が子がいじめにかかわっていることに気付かないことが多いものです。担任やいじめられた側の保護者から知らされた時、驚いて対応を始める保護者、子どもを叱責する保護者、追及しない保護者、全面的に否定する保護者、わかっているも論ずることができない保護者など様々です。

対応のポイント

いじめの事実を正確に把握し、組織的に協議し対応する。
いじめた側やその保護者を責めず、事実だけを具体的に伝える。
子どものよさを見つけ、その伸長を共に考えるなど、子どもの立ち直りを目指す。

3 保護者全体への理解

保護者会を開催した方が効果的な場合もあります。
学年保護者会や、緊急保護者会、夜間の保護者会など、開催時刻などを工夫します。
学級通信や学年通信を活用し、取組について知らせたり、依頼したいことを伝えます。

保護者会の開催が必要な場合



一人を仲間外れにしたり無視したりすることにより、学級の児童・生徒の多くが結束を強めている場合
金品の強要や身体への暴力などのいじめに伴う問題行動が児童・生徒全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合
一人を長期にわたって学級全体でいじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合
いじめをおもしろがる感情が学級全体に広がっている場合
保護者の間に、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解が必要な場合

保護者会の内容

いじめの概要と事実経過、解決に向け学校として指導してきた経過の説明、学校の取組に対する理解等。
内容の正確さ、個人情報への配慮、情報の過不足について留意する。
保護者には、「いじめについて子どもと話し合う機会をもつこと」「規範意識を育てること」などについて依頼する。

保護者会開催の配慮事項

実施の時期を見極める。
かかわった側の保護者に、事前に会のねらいを説明しておく。
組織的に対応する。状況によっては、管理職や学年主任にも同席してもらおう。少なくとも事前に開催の趣旨等について報告しておく。
すべての保護者が当事者意識をもつよう会の運営に配慮する。
開催結果については、その日のうちに管理職に報告する。

～教育相談機関との連携～

いじめを行う児童・生徒が心理的な課題を抱えていたり、いじめを受けた児童・生徒が深い心の傷を負っていたりして、教員や保護者に対し、心を開くことができない場合には、教育相談機関と連携し、解決を図ることも大切です。

しかし、保護者が、学校はどのように指導し、教育相談機関の協力を得ながら、どのように対応するのかを十分に理解していない場合には、学校に対する不信感を抱くことにもなりかねません。保護者の理解を得、相談機関を訪れたり、積極的に助言を求めることも必要です。